

## 宮城県感染症連携協議会設置要綱

## （設置）

第1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第10条の2の規定により、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、宮城県感染症連携協議会(以下「協議会」という。)を置く。

## （構成）

第2 協議会は、別表に掲げる機関(以下「構成員」という。)で構成する。

## （会長）

第3 協議会には会長を置く。

2 会長は、宮城県保健福祉部疾病・感染症対策課長をもって充てる。

3 会長は、会議の進行を行う。

4 会長に事故があるとき、又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

## （会議）

第4 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて構成員以外の者を出席させることができる。

## （部会）

第5 協議会は、部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

## （その他）

第6 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年10月25日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和5年11月10日から施行する。

## 【別表】宮城県感染症連携協議会 構成員

### <協議会委員>

No.	種別	所属
1	感染症指定医療機関（第1種）	東北大学病院
2	感染症指定医療機関（第2種）	みやぎ県南中核病院
3		仙台市立病院
4		大崎市民病院
5		栗原中央病院
6		石巻赤十字病院
7		気仙沼市立病院
8	基幹災害拠点病院	仙台医療センター
9	診療学識経験者団体	宮城県医師会
10		仙台市医師会
11	医療機関（看護）	宮城県看護協会
12		宮城県訪問看護ステーション連絡協議会
13	医療機関（薬）	宮城県薬剤師会
14	医療機関（歯科）	宮城県歯科医師会
15	高齢者施設関係団体	宮城県老人福祉施設協議会
16	障害者施設関係団体	宮城県社会福祉協議会
17	消防機関	宮城県消防長会（事務局：仙台市消防局）
18	検疫所	仙台検疫所
19	宿泊療養施設関係団体	日本旅行業協会東北支部（JATA東北）
20	移送関係団体	宮城県タクシー協会
21	保健所設置市	仙台市 健康福祉局
22	県	宮城県 疾病・感染症対策課
23	保健所	仙南保健所
24		塩釜保健所（岩沼支所、黒川支所）
25		大崎保健所（栗原支所）
26		石巻保健所（登米支所）
27		気仙沼保健所
28	地方衛生研究所	保健環境センター